岩手県告示第260号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和５年４月21日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　名称　大渡(２)－３

２　区域　次に掲げる土地に存する標柱１号から12号までを順次結んだ線及び標柱１号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大　字	字	地　番	標柱番号
釜石市	釜石第７地割		59番139 道	標柱１号、11号及び12号 標柱２号から10号まで